

総務くらし建設委員会会議録																													
開 会 日	令和7年5月8日（木）午前11時25分																												
閉 会 日	令和7年5月8日（木）午後0時32分																												
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室																												
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 川合ともゆき 委 員 伊藤真規子 ささせ順子 田崎あきひさ にしだ亮太 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子																												
欠席委員	な し																												
欠 員	な し																												
会 議 事 件 の ため 出 席 した 者 の 職 氏 名	<table> <tr><td>市長</td><td>佐藤有美</td></tr> <tr><td>総務部長</td><td>加藤英之</td></tr> <tr><td>次長</td><td>嵯峨 剛</td></tr> <tr><td>行政課長</td><td>山田美代子</td></tr> <tr><td>財政課長</td><td>井上隆雄</td></tr> <tr><td>税務課長</td><td>河瀬浩司</td></tr> <tr><td>課長補佐</td><td>青山祐司</td></tr> <tr><td>市民税係長</td><td>飼沼伸章</td></tr> <tr><td>くらし文化部長</td><td>磯村和慶</td></tr> <tr><td>次長</td><td>高木昭信</td></tr> <tr><td>生涯学習課長</td><td>児玉 剛</td></tr> <tr><td>課長補佐</td><td>平岡優一</td></tr> <tr><td>文化財係長</td><td>浅見 景</td></tr> <tr><td>教育部長</td><td>山端剛史</td></tr> </table> 計 14 人	市長	佐藤有美	総務部長	加藤英之	次長	嵯峨 剛	行政課長	山田美代子	財政課長	井上隆雄	税務課長	河瀬浩司	課長補佐	青山祐司	市民税係長	飼沼伸章	くらし文化部長	磯村和慶	次長	高木昭信	生涯学習課長	児玉 剛	課長補佐	平岡優一	文化財係長	浅見 景	教育部長	山端剛史
市長	佐藤有美																												
総務部長	加藤英之																												
次長	嵯峨 剛																												
行政課長	山田美代子																												
財政課長	井上隆雄																												
税務課長	河瀬浩司																												
課長補佐	青山祐司																												
市民税係長	飼沼伸章																												
くらし文化部長	磯村和慶																												
次長	高木昭信																												
生涯学習課長	児玉 剛																												
課長補佐	平岡優一																												
文化財係長	浅見 景																												
教育部長	山端剛史																												
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 木村さゆり 議会事務局長 門前 健 専門員 今津正文																												
会 議 録	別紙のとおり																												

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

承認第 1 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について

税務課長 承認第 1 号について説明

わたなべ委員 大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の減税措置について、対象となる件数は何件を想定しているか。

課長補佐 築 20 年以上経過しているマンションが対象になる。64 棟が該当すると思われるが、この中で固定資産税の軽減の要件を満たす件数までは把握できていない。

税務課長 どのようなマンションが軽減の対象になるかを説明する。まず 1 点目は 10 戸以上の分譲マンションで、賃貸マンションは対象外となる。2 点目は新築された日から 20 年以上経過したマンションである。3 点目は過去に長寿命化工事が行われているもので、外壁塗装工事、床防水工事、屋根防水工事の全てを行っている必要がある。4 点目は管理計画認定マンションで修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げたもの、または自治体の助言指導を受けて適切に長期修繕計画の見直しを行ったものである。これら 4 点全てに当てはまる必要がある。

わたなべ委員 申請を受けて対象となることが確認できたときに初めて 1 件として数えられるということか。

税務課長 そのとおりである。

山田委員 条件として築 20 年以上の分譲マンションとのことだが、鉄筋コンクリート造は耐用年数が 50 年程度といわれるなかで、上限はないのか。

税務課長 上限はない。

山田委員 これにより固定資産税はどれくらい減額となるか。

税務課長 当該分譲マンションの一戸あたりの床面積 100 平米相当分を上限として、3 分の 1 の額となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

承認第 2 号 長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

税務課長 承認第 2 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 33 号 長久手古戦場記念館条例の制定について

生涯学習課長 議案第 33 号について説明

水野委員 指定管理者をチェックする仕組みはどのようなか。

生涯学習課長 指定管理者制度を導入している他類似施設と同様に、定時報告をしてもらうため、指定管理者との協定書の仕様書等で条件を設定していきたいと考えている。

水野委員 指定管理者による施設管理に関しては全国的に様々な問題が起きており、定時報告も指定管理者側が正直に行えばよいが、事案を見ていると必ずしもそうではないものもある。それを防ぐには市として細かくチェックをしなければならないが、条例からは指定管理者が市からチェックを受ける義務のようなものが読み取れない。これは条例に書かなくても当然あるということか。

生涯学習課長 この条例には書かずとも、指定管理者制度そのものについては他の法令上に規則等があるため、そちらで制限される。

水野委員 指定管理で問題が起きた場合に、市としてどの部署がどういう形で対応するのか。

生涯学習課長 この施設に関しては担当課である生涯学習課が対応する。市民もしくは利用者からの意見は、指定管理者と情報共有し、改善策を協議していくことになる。協議方法は仕様書に盛り込み、指定管理者が決まった後も、引き続き、協議の中身を吟味してからスタートできるようにしたいと考えている。

水野委員 呉市の事例として、海事歴史科学館では施設管理そのものは指定管理者に委ねつつ、学術研究部門は呉市が引き続き行い、海軍史研究家を参与として雇用している。これは施設における観光資源としての部分と学術研究機関としての部分を分けているためだが、本条例ではまとめて指定管理するということになっている。学芸員の存在は重要と考えるが、

学芸員の配置は事業者の提案を基に考えるということで、何人ぐらいを想定しているか。

生涯学習課長 現状の想定としては学芸員を1名配置することを考えている。指定管理者の提案内容によってはそれ以上ということもあるかと思う。学識のある館長を市で直接雇用することも方法として考えられるかもしれないが、呉市と本市の規模、もしくは施設そのものの規模の違いもあり、そこに市職員を置くようなことはなかなか難しいと考える。

水野委員 常勤で配置される職員は全体で何人を想定しているか。

生涯学習課長 常勤の職員は2人以上で考えている。なお、シフト制をとることから雇用人数としては3人以上となる。

水野委員 指定管理者が雇用主となるため職員が低賃金で雇用される可能性もあり、その場合優秀な人材がノウハウとともに出て行ってしまうことになりかねないが、防止策はあるか。

生涯学習課長 仕様書である程度は定めることができると考える。また、令和6年度に行ったサウンディング調査を基に、それなりの人材が確保できると確認してから募集したいと考えている。

山田委員 指定管理者がイベントを開催するとき、芝生広場を使うこともあるかと思うが、ここも指定管理の範囲に含めるべきではないか。

生涯学習課長 芝生広場を含め、史跡地、公園、行政財産を指定管理に含めてしまうと、適正に史跡地を管理できなくなるため、地形地物で区別できるところを指定管理の区域とした。

山田委員 一般市民でも、生涯学習課に申請すれば芝生広場を利用することが可能か。

生涯学習課長 この区域については指定管理者との協議を要するため、誰でも使用できるというわけではない。ある程度条件を設けた上で、例えばイベントを開催してもらえれば指定管理者も入館者が増えるというメリットもあるため、検討したい。

山田委員 将来的に芝生多目的広場を指定管理区域とすることは考えているか。

生涯学習課長 史跡地の件もあり、もう少し研究したい。今後古戦場公園そのものをどうしていくかについて、現状答えられるのは建物の部分を指定管理とすることのみである。全てを指定管理とすべきかどうかは、今後とも検討していきたい。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前11時51分休憩>

<午後0時00分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

伊藤委員 指定管理者の指定を市長ではなく教育委員会が行うとしているのは、

市長が指定することはできないと解釈し、教育委員会が指定することに決めたということでよい。

生涯学習課長 長久手古戦場記念館を教育施設、教育財産としていることが前提となるが、この場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育財産の所管は教育委員会であると明記されている。所管は管理運営ということで、行政処分も含まれると解釈されている。指定管理者の指定やその指定管理者と協定を結ぶことは行政処分と解釈しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で示されているものである以上は、特例条例を別に定めない限り、教育委員会が所管するものである。よってその行政処分はあくまでも教育委員会が指示しなければならないと解釈している。

伊藤委員 事業が失敗したときは教育委員会の責任となる旨、本会議で答弁があったが、失敗とはどのような事態を想定しているか。

生涯学習課長 答弁については、責任の所在について法的な解釈を答えたものである。失敗の定義について、市としては教育財産として保存活用できなくなることが最悪の事態であると考えている。また、指定管理者が契約不履行となった場合も明確に失敗となるかと思う。例えば利用者が退屈してしまう内容であったり、来館人数が目標を達成できなかったりといったものを失敗に含めるかどうかは、判断が分かれるところであり、指摘があれば改善したいと考えるが、教育委員会の補助執行機関である生涯学習課としても責任を持って対応していきたいと考えている。

わたなべ委員 指定管理者が契約不履行であると判断する際の基準は何か。

生涯学習課長 本条例第8条に指定の取消し等について定めており、これを基準として判断する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 史跡長久手古戦場は国指定史跡である。市営だったものがここへ来て指定管理者に管理を行わせようとしている。利用料金は指定管理者の収入とすると今回示されているが、指定管理者は営利を目的とする事業体である。市は古戦場公園再整備に莫大な市税を投入してきた。指定管理制度は資本の投入をせずとも営利ができる仕組みである。市がこれまで培ってきた地域交流の機能を高め、人材育成し、市民の集い交わる場として、最適な役割を果たすためには指定管理はなじまないと考え、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 34 号 長久手市古戦場野外活動施設条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第 34 号について説明

ささせ委員 郷土史研究会がこの施設に携わっていると思うが、どのようなか。

生涯学習課長 郷土史研究会とは別途、古戦場記念館で何ができるか提案してもらい、指定管理者が決まり次第、3 者で協議していくことを考えている。まだ具体的なものはないが、今まで関わりのあった団体には可能な限り長久手古戦場記念館を活用してもらえたらよいと考える。

わたなべ委員 野外活動施設の管理は現在どこに委託しているか。

生涯学習課長 生涯学習課が所管し、シルバー人材センターに委託して管理している。

わたなべ委員 受託者に資料等の扱いに関する専門的な資格を持つ者はいるか。

生涯学習課長 シルバー人材センターとの委託契約に専門的な資格を持つ者についての文言はない。

わたなべ委員 改正後の第 11 条に「第 1 条の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができること」とあるが、どのような意図でこの文言を追加したか。

生涯学習課長 他の条例の指定管理者の文言と変わらないが、指定管理者による人員配置等の助力が得られるため、その部分で効果的、効率的に運営できると考える。

わたなべ委員 「指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること」についてはどのような意図でこの文言を追加したか。

生涯学習課長 誰でもよいわけではないことを強調しており、安かろう悪かろうでは困ることから、一定水準を担保するため明記している。提案者にはこの条文を含めた野外活動施設の趣旨を全て読み込んだ上で応募してもらうことが前提となるため、必ず記載するようにしている。

田崎委員 駐車場が当初の 53 台から 29 台となっている。現在の郷土資料室は桜まつりを含め 2 万 5,000 人程度の来場者数で、それを 5 万人程度まで増やしたいというなかで、例えば郷土資料室を解体して駐車場にするような対策の予定はあるか。

生涯学習課長 郷土資料室の解体について、まず中の資料を出す作業もあり、具体的にはまだ言い難い。ここを解体して駐車場にできるかどうかは、地下部分があるため強度計算も含め検討しなければならない。駐車台数が 29 台では足りないのではないか、また渋滞対策をどうするのかという点については、まずは極力公共交通機関で来館してもらうことを周知していきたいと思う。また、オープン時やイベント等の際はまちづくりセンターを臨時駐車場とすることを検討している。近隣住民に迷惑をかけないよう誘導員を配置して、路上駐車等を防いでいきたい。

田崎委員 来館者を2倍にしたいと言いつつ駐車場が2分の1になっており、喫緊の課題だと以前から指摘している。当初の53台と比べてそれらの代替案では少なくないか。

課長補佐 駐車場の台数は東側ゾーンに17台、西側ゾーンに12台の合計29台で計画している。まちづくりセンターの駐車場も借りて渋滞対策をしていく以外にも、例えば長久手古戦場まつりと同様に市役所からシャトルバスを出したり、今後様々な渋滞対策を講じていかなければならないと考えている。

田崎委員 和弓場について、長久手市公共施設等総合管理計画上の分類ではスポーツ施設となっているが、これは教育財産と定義できるのか。

生涯学習課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律上の教育施設の中にスポーツ施設があるため、教育財産であると解釈している。

田崎委員 和弓場の管理について、指定管理者制度以外にもっと安価に済む方法がないか検討しているか。

生涯学習課長 現状はシルバー人材センターの職員が1人で長久手古戦場野外活動施設を管理している状況であり、今後、長久手古戦場記念館が開館しても一部の資料は郷土資料室に残るため、数年の間はそのまま建物として残る形になる。郷土資料室の管理と和弓場の申請許可といった受付を長久手古戦場記念館のスタッフの業務とすることで、安価になると考えている。

今後、この建物を解体したときはどうするのかについては、和弓場のみ残す前提で話をしているので、その際、例えばこの野外活動施設条例そのものの意味合いなど、条文の内容が変わってくることから、条例の改正もしくは全文改正も含めて、また別途議案として提案したい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 指定管理制度は資本の投入をせずとも営利ができる仕組みである。市がこれまで培ってきた地域交流の機能を高め、人材育成し、市民の集い交わる場として、最適な役割を果たすためには指定管理はなじまないと考え、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 0 時 32 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 5 月 8 日

総務くらし建設委員会委員長 野村 弘